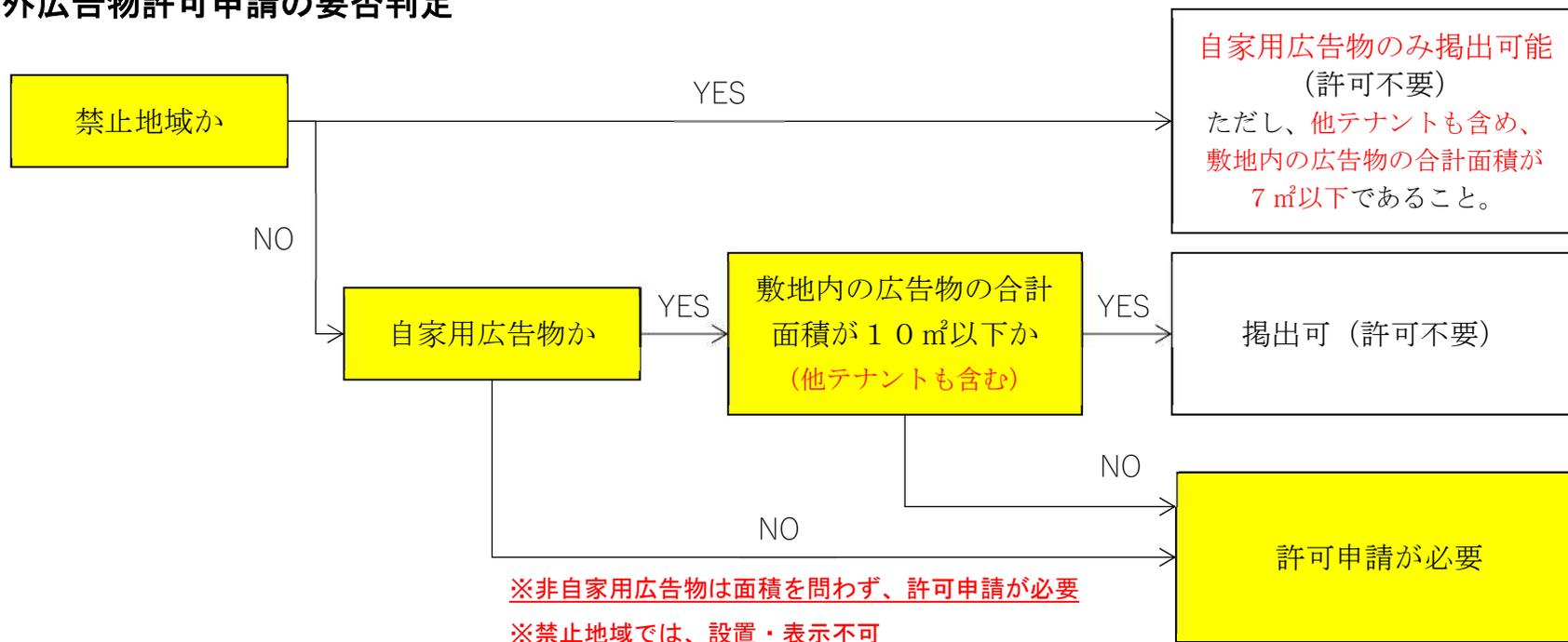




## 屋外広告物許可申請の要否判定



●屋外広告物の規格基準（条例のしおり 11～14 ページ掲載）を満たす必要があります。

●禁止地域の項目は条例のしおり 6～7 ページに掲載しています。

●自家用広告物とは、下記 2 項目をいずれも満たす広告物です。自己の営業敷地内に自己の店舗名や自己の商品名等、自己の営業に際し必要な表示を掲出するものが該当します。

「①広告物を掲出する敷地内で営業をしている（広告宣伝業を除く）」

「②自己の営業内容を示す広告物である」

【参考】神戸市屋外広告物条例第 11 条第 3 項第 (1) 号 抜粋  
自己の氏名、名称、屋号若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所、事業所、営業所又は作業場に表示し、又は設置する広告物等で規則で定める基準に適合するもの

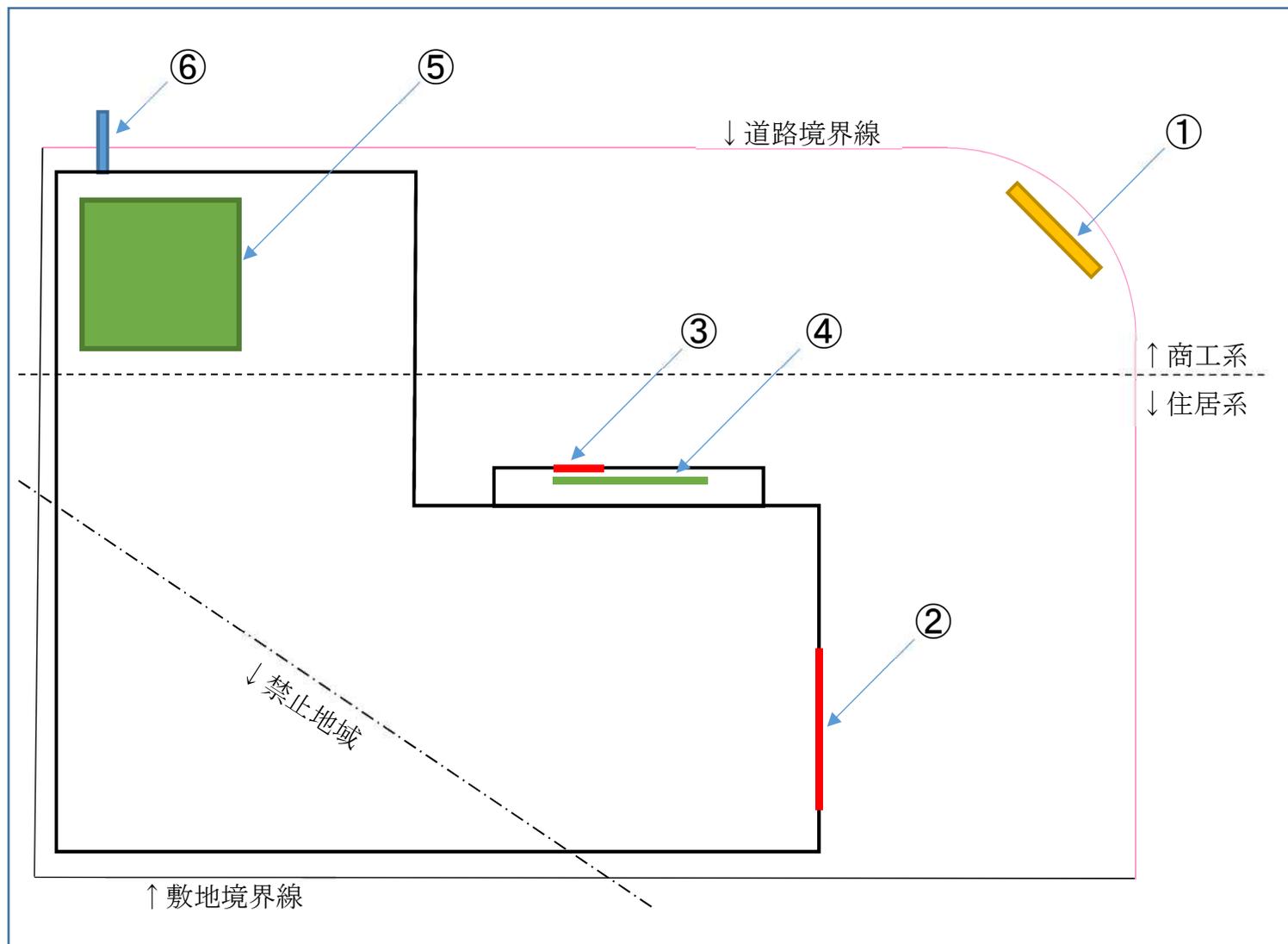
●国、地方公共団体の広告物（公共目的の広告物）は許可申請ではなく届出が必要です。

## 平面図作成見本

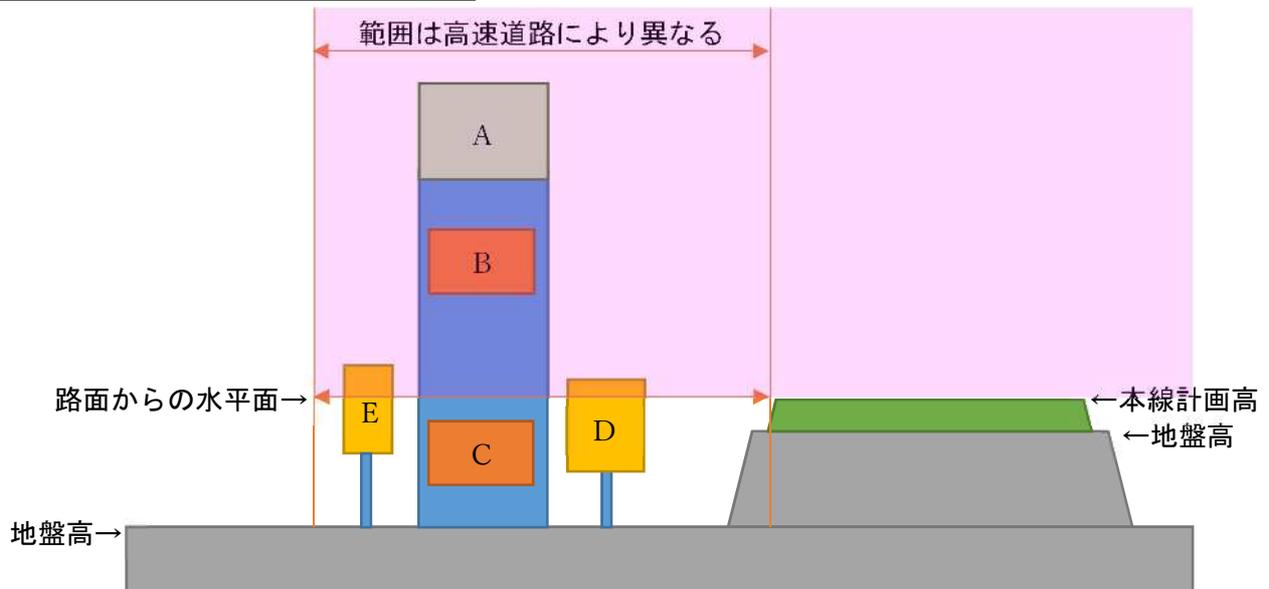
### 作成のポイント

※手書きでも構いません

- 広告物番号を記載する。
- 壁面広告物は掲出壁面にマーカー等で位置を示す。  
(右図 広告物番号②③参照)
- 道路境界線、敷地境界線を矢印で明記する。
- 用途地域が変わる場合、境界線を明記する。
- 禁止地域が敷地内にある場合、境界線を明記する。
- 道路占用許可を受ける広告物は道路境界線を超えるように記載する。  
(右図 広告物番号⑥参照)



## 高速道路に関する禁止地域の判断



上図の場合、**桃色着色部分が禁止地域内の範囲**となります。右側も同様です。

個別の広告物の判断は、Aの屋上広告物、Bの壁面広告物、Dの地上広告物は禁止地域内と判断します。Cの壁面広告物は禁止地域外と判断します。

Eの地上広告物は建物によって高速道路から遮蔽され展望できない場合、禁止地域外と判断します。

(※展望できないことを示す資料の提出が必要です)

なお、本線道路端に**不透明**のガードレールや防音壁があり展望できない場合は、路面高ではなく当該ガードレールや防音壁の上端より上方が禁止地域となります。

**地盤高は看板設置地点毎に必要**です。(敷地が水平であれば1か所で構いません)

地盤高は、[国土地理院](#)の地理院地図の「**色別標高図**」を表示し、地盤高を確認したい地点を**右クリック**することで、**地図の枠の左下に標高として地盤高**を確認できます。

高速道路の本線計画高等は看板設置地点から最寄りのものを回答してください。

※阪神高速の橋脚の場合、**最寄りの橋脚番号**を確認し、阪神高速道路公団管理部保全管理課〔078-331-9801〕へお問い合わせください。

### 【参考】地理院地図



↑ここに標高として地盤高が表示されます。

## 【 同一壁面の考え方 】

### ●五角柱以上の多角柱の同一壁面

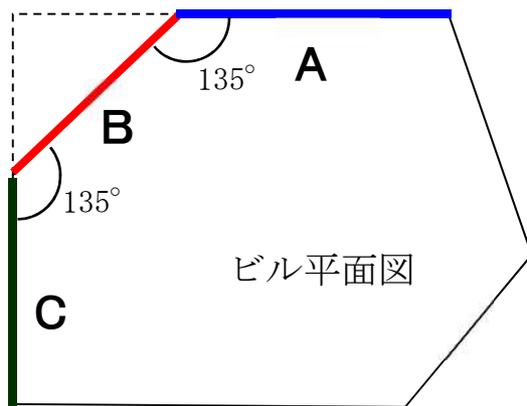
壁面の内角が  $135^\circ$  以上あれば同一壁面と扱うことができます。

ただし、対象とする壁面数は、合計2面までとします。

[下図]

B面は、(A面+B面) または (B面+C面) のいずれかを同一壁面とできます。

(A面+B面) を選択した場合、C面は単独で規格基準を満たす必要があります。

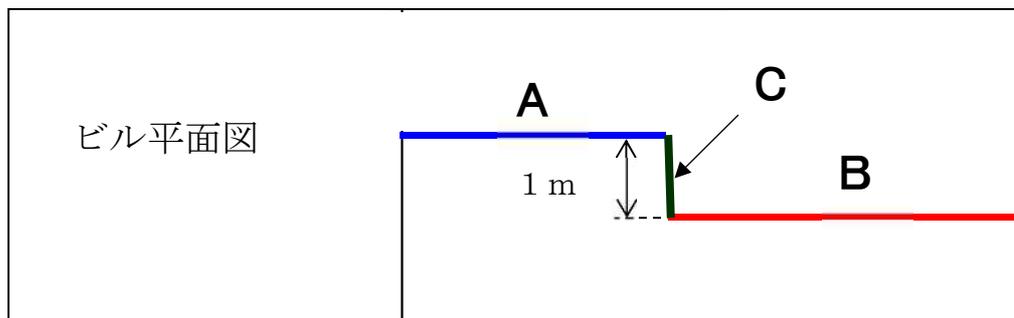


### ●同一方向（同じ向き）に面する2以上の壁面で相互の出幅に凹凸がある場合 壁の出幅の差が1mを超えない場合は、これらの壁面は同一壁面とします。

[下図]

(A面+B面) を同一壁面とします。

A面とB面を繋ぐC面は同一壁面にならず、C面に設置する広告物はC面単独で規格基準を満たす必要があります。



## 【 広告物等の採寸方法 】

### ● 広告板等の掲出物件があるもの

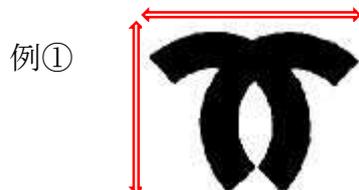
広告板等の掲出物件の面積を広告物等の面積とします。

### ● 壁面に直接箱文字や塗装で表示するもの

個々の文字等の面積の合計でなく、一団の文字等を囲む最小の長方形の面積を広告物等の面積とします（1文字ごとの面積ではありません）。

壁面に限らず、地上広告物・屋上広告物・突出広告物の場合も同様の考え方をします。

## 【別図】 広告物の寸法の取り方



※意匠全体を囲う長方形で寸法を採寸します。



※文字毎に寸法を採寸するのではなく、意味の通る範囲で余白を含め採寸します。



※ロゴと一体とならなければ意味が通らない意匠の場合は、全体を囲う長方形で寸法を採寸します。